

課題・検討事項に関する対応方針案

令和 5 年 5 月 26 日
百田委員・宮内委員**1. 用語の誤用**

(1) 「公営企業管理者」

- 本市は公営企業として水道事業及び公共下水道事業を設置しており、太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年条例第 239 号）第 3 条第 1 項で管理者を置かないこととし、同条第 2 項で管理者の権限は市長が行うものとしているにもかかわらず、本市条例は実施機関の一つとして公営企業管理者を規定している。

◆太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号）

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。

(2) (略)

(情報の公開義務)

第 10 条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1)～(7) (略)

◆太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年条例第 239 号）

(組織)

第 3 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 7 条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、水道事業及び公共下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、管理者の権限は市長が行うものとする。

3 (略)

◆筑紫野市情報公開条例（平成 17 年筑紫野市条例第 21 号）

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び筑紫野市土地開発公社をいう。

(2) (略)

⇒ **用語を見直す方向で検討を進めるべきである。**

(2) 「情報」

○ 第2条第2号で「情報」を定義しているが、これとは異なる辞書的な意味で「情報」との用語を用いている箇所がある。

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 公文書館その他これらに類する施設等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（公開の請求の手續）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 公開請求をしようとする情報を特定するために必要な事項

(3) (略)

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

◆筑紫野市情報公開条例（平成17年筑紫野市条例第21号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 公文書 実施機関の職員（筑紫野市土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) (略)

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) (略)

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求したもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

⇒ **用語を見直す方向で検討を進めるべきである。**

(3) 「受理」

○ 本市条例は太宰府市行政手続条例（平成9年条例第5号）と整合的である必要があるところ、これとは相容れない「受理」との用語を用いている。

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（公開の決定及び通知）

第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 (略)

●法令用語辞典（第9次改訂版）

受理 申請、請願、届出等について、公の機関がその内容の審理又は審査すべきものとしてこれを受け取ることという。例えば、戸籍法に、(略)、届出の受

理（同法 48 I）、（略）等をいい、請願法に、請願の受理（同法 5）と
いうのは、この例である。[類語]受領

◆**太宰府市行政手続条例（平成 9 年条例第 5 号）**

（申請に対する審査、応答）

第 7 条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

◆**大野城市情報公開条例（平成 16 年大野城市条例第 1 号）**

（開示請求の手続）

第 6 条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1)～(3) （略）

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 （略）

※大野城市条例には、本市条例第 7 条第 1 項における「受理」に相当する規定はない。

◆**大野城市行政手続条例（平成 8 年大野城市条例第 31 号）**

（申請に対する審査、応答）

第 7 条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

⇒ 「受理」を用いずに規定する方向で検討すべきである。

(4) 「公開」

- 市が管理する情報の「開示」について、本市条例は、「公開」との用語を用いている。

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 情報 (略)
- (3) 情報の公開 情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は情報（フィルムを除く。）の写しを交付すること等をいう。

（請求権者）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する情報の公開を請求することができる。

●法令用語辞典（第9次改訂版）

開示 他人に、物又は事柄の内容、性質、数量等が明らかに分かるよう示す、見せるの意味であって、「勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる」（刑事訴訟法 82 I）、「犯罪の事実を証明するに足りる物件を身边にかくしていると認められるものがあるときは、当該物件の開示を求めることができる」（関税法 120）のように用いられる。なお、公衆に示す場合は、「公表」（公認会計士法 1 の 3 II）、「公示」（民法 98）、「公告」（会社法 440、銀行法 57）等の用語が用いられる。[類語]呈示 提示
公開 一般人が実地に見ることができる状態においてある事を行い、又はある事について一般人の参加を広く認めることをいう。

◆春日市情報公開条例（平成12年春日市条例第40号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに春日市土地開発公社をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(開示請求)

第3条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

2～6 (略)

※春日市条例には、本市条例第2条第3号における「情報の公開」に相当する定義規定はない。

⇒ 用語を見直す方向で検討すべきである。

2. 規定を設けていない事項

(1) 正当な理由なく請求書の補正に応じない場合の処理

- 開示請求（公開請求）の不備に対し補正を求めた場合において、正当な理由なく適切な補正がなされないことが観念される場所、近隣自治体の条例ではこのような事例について請求を却下することができる旨の規定を設けているのに対し、本市条例はこれを設けていない。

◆春日市情報公開条例（平成12年春日市条例第40号）

(開示請求)

第3条 (略)

2～4 (略)

5 実施機関は、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、春日市行政手続条例(平成8年条例第19号)第7条の規定により相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めるほか、次に掲げる場合で開示請求に係る行政文書の開示の可否の決定（以下「開示可否決定」という。）に支障があると認めるときは、行政文書の特定に必要な事項について確認し、又は相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めるものとする。

6 (略)

(開示請求の却下)

第3条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。

(1) 前条第5項の規定により定めた期間を経過してもなお開示請求者が正当な理由なく適切な補正を行わないことにより開示可否決定ができない場合

(2) (略)

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

(公開の請求の手続)

第6条 (略)

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求

をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

※本市条例には、春日市条例第3条の2第1号に相当する規定はない。

⇒ 行政手続条例第6条第2項の規定に基づき却下することが可能であるものの、分かりやすい条例とするために、入念規定（確認規定）として情報公開条例に明文規定を設ける必要性が認められる。

（2）請求に対する決定等の期限の特例

- 近隣自治体の条例では請求の対象が著しく大量であるため、所定の期間内に決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、相当の部分のみを所定の期間内に決定等をすれば足りる旨の規定を設けているのに対し、本市条例はこれを設けていない。

◆春日市情報公開条例（平成12年春日市条例第40号）

（開示請求に対する措置）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、その請求があった日の翌日から起算して14日（第3条第5項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は算入しないものとする。）以内に開示請求の却下又は開示可否決定（以下「開示決定等」という。）をし、規則で定めるところにより開示請求者に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、規則で定めるところにより開示請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、開示請求があった日の翌日から起算して30日（第1項に規定する補正に要した日数は算入しないものとする。）以内にすべての開示可否決定を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示可否決定をし、残りの行政文書については相当の期間を定めて順次開示可否決定を行うことができる。

(1) 開示請求に係る行政文書が大量である場合

(2) 災害その他のやむを得ない事由がある場合

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（公開の決定及び通知）

第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日

から起算して14日以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項に規定する期限内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、公開請求者に対し、当該延長の理由及び延長後の期限を通知しなければならない。

※本市条例には、春日市条例第7条第3項に相当する規定はない。

⇒ 太宰府市では、大量請求があった実績はないとのことであるが、近年の請求件数は急増していることを鑑みると、規定の新設を検討する妥当性が認められる。

(3) 指定管理者の情報公開

- 近隣自治体の条例では指定管理者に対する情報公開の規定を設けているのに対し、本市条例はこれを設けていない。

◆春日市情報公開条例（平成12年春日市条例第40号）

（指定管理者の情報公開）

第20条 市の公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、当該公の施設の管理に関する情報の公開について、この条例に定める市の施策に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、公の施設の管理に関し指定管理者が保有する情報の公開が推進されるよう指導、助言、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定管理者の公の施設の管理に関する文書で市が保有していないものについて、この条例に基づく開示請求があったときは、市は、当該指定管理者に対し、規則で定めるところにより当該管理に関する文書の提出を求めるものとする。

◆筑紫野市情報公開条例（平成17年筑紫野市条例第21号）

（指定管理者の情報公開）

第41条の2 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の開示を行うため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に関する情報の開示が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。
- 3 実施機関は、第1項の情報であって当該実施機関が保有していないものに

ついて、開示請求があったときは、指定管理者に対し、その情報を提供するよう求めるものとする。

◆**那珂川市情報公開条例（平成6年那珂川市条例第8号）**

（指定管理者が管理する施設の情報公開）

第18条 実施機関は、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する公の施設に関する文書等（文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。以下同じ。）について、開示の請求があった場合は、公の施設の管理の公共性にかんがみ、この条例の趣旨に即して、当該文書等を開示するものとする。

2 実施機関は、前項の文書等であって実施機関が保有していないものの開示の申込みがあった場合においては、当該指定管理者に対し、当該文書等を開示のため実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により文書等の提出を求められたときは、直ちに、これに応じなければならない。

※本市条例には、春日市条例第20条第1項から第3項までの規定、筑紫野市条例第41条の2第1項から第3項までの規定又は那珂川市条例第18条第1項から第3項までの規定に相当する規定はない。

⇒ **規定の新設を検討する必要性が認められる。**

（4）開示（公開）を受ける者の申出期間

- 開示請求（公開請求）の全部又は一部を開示するときは開示決定等（公開等決定）通知することとしているところ、近隣自治体の条例ではその通知があった日から起算して一定の期間内に請求者が開示（公開）の申出をしなければならない旨の規定を設けてるのに対し、本市条例はこれを設けていない。

◆**大野城市情報公開条例（平成16年大野城市条例第1号）**

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2、3 （略）

（開示の実施）

第15条 （略）

2、3 （略）

4 開示の決定に基づき公文書の開示を受ける者は、第11条第1項に規定する通知があった日から起算して60日以内に開示の申出をしなければならない。

ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

※本市条例には、大野城市条例第15条第4項に相当する規定はない。

⇒ 太宰府市での運用実績において、郵送による開示請求を行った者が写しの交付にかかる費用の納入を行わず、事務が滞っているといった事例が年に1、2回あることを鑑みると、規定の新設を検討する必要性が認められる。

(5) 不開示情報（非公開情報）としての社会的差別につながるおそれがある情報

○ 近隣自治体の条例では不開示情報（非公開情報）として、公にすることにより、社会的差別につながるおそれがある情報を規定しているのに対し、本市条例ではこれを規定していない。

◆筑紫野市情報公開条例（平成17年筑紫野市条例第21号）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがある情報

※本市条例には、筑紫野市条例第7条第8号に相当する規定はない。

⇒ 法制的な観点ではなく、太宰府市の人権政策の観点から判断すべき事項と史料する。なお、規定を設けるのであれば、不開示情報（非公開情報）が過度に広範とならないように留意すべきである。

(6) 不開示情報（非公開情報）としての個人の権利利益を害するおそれがある非識別情報

○ 近隣自治体の条例では不開示情報（非公開情報）として、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある情報を規定しているのに対し、本市条例はこれを規定していない。

◆筑紫野市情報公開条例（平成17年筑紫野市条例第21号）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ （略）

(3)～(8) （略）

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（情報の公開義務）

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1) （略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ （略）

(3)～(7) （略）

※本市条例には、筑紫野市条例第7条第2号下線部に相当する規定はない。

⇒ 特定の個人を識別することができなくとも、個人の権利利益を害する場合が観念されるため、規定の新設を検討すべき必要性が認められる。

(7) 不開示情報（非公開情報）としての個人に関する情報、法人等に関する情報又は国等から公にしないとの条件で提供された情報であっても不開示情報（非公開情報）から除外する情報

○ 近隣自治体の条例では非公開情報（不開示情報）としての個人に関する情報、法人等に関する情報又は国等以外の者から公にしないとの条件で提供された情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については不開示情報（非公開情報）から除外しているのに対し、本市条例はこのような除外規定を設けていない。

◆春日市情報公開条例（平成12年春日市条例第40号）

（行政文書の開示義務）

第4条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア、イ (略)

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ (略)

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「国等」という。)以外の者から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4)～(8) (略)

◆大野城市情報公開条例(平成16年大野城市条例第1号)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)

であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要で

あると認められる情報

ウ 公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報を除く。

(4)～(6) (略)

(7) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

※大野城市条例第 7 条第 7 号には、提供主体について「国等以外の者から」との留保規定はない。

◆筑紫野市情報公開条例（平成 17 年筑紫野市条例第 21 号）

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア (略)

イ 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ (略)

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに筑紫野市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に關

する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4)、(5) (略)

(6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(7)、(8) (略)

※筑紫野市条例第7条第6号には、提供主体について「国等以外の者から」との留保規定はない。

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（情報の公開義務）

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1) (略)

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例等の規定により、何人も閲覧することができるものとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令又は条例等の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

エ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危

害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公開することが公益上特に必要であると認められるもの

(4)、(5) (略)

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの

(7) (略)

※本市条例には、非公開情報（不開示情報）としての個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については不開示情報（非公開情報）から除外する規定はなく、また、国等以外の者から公にしないとの条件で提供された情報は非公開情報（不開示情報）として規定していない。

⇒ 不開示情報（非公開情報）と人の生命、健康、生活又は財産と比較衡量した場合、後者が前者に優越する場合は観念されるため、規定の新設を検討すべき必要性が認められる。

3. 規定内容の差異

(1) 太宰府市土地開発公社

- 近隣自治体の条例では情報公開の主体に公社を含めているのに対し、本市条例は太宰府市土地開発公社を情報公開の主体である実施機関として規定せず、「情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努める」客体の出資法人の一つとして規定している。

◆春日市情報公開条例（平成12年筑紫野市条例第40号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに春日市土地開発公社をいう。

(2) (略)

（行政文書の開示義務）

第4条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求

者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1)～(8) (略)

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。

(2)、(3) (略)

（情報の公開義務）

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1)～(7) (略)

（出資法人の情報公開）

第19条 市長は、市が出資している法人で規則に定めるものに対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

◆太宰府市長が管理する情報に係る情報公開条例施行規則（平成9年規則第12号）

（出資法人）

第8条 条例第19条に規定する市が出資している法人は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 太宰府市土地開発公社

(2) 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団

(3) 公益財団法人太宰府市国際交流協会

⇒ 市管財担当が太宰府市土地開発公社を兼務している点（同一性）及び土地開発公社が担っている業務の公共性を鑑み、情報公開条例における土地開発公社の位置付けについて改めて検討する必要性が認められる。

（2）非公開情報（不開示情報）となる度合い

- 一例として、事業者の競争上の地位に関する情報について、近隣自治体の条例では害する「おそれがある」ものを除き開示とされているのに対し、本市条例は「明らかに」害すると「認められる」ものを除き公開としている（意思形成過程に関する情報を始め度合いを含む全ての規定において本市の非公開範囲は限定されている。）。

◆春日市情報公開条例（平成12年春日市条例第40号）

（行政文書の開示義務）

第4条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) （略）
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）以外の者から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 市又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理その他の事務事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 公にすることにより、社会的差別につながるおそれがあると認められる情報
- (7)、(8) （略）

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（情報の公開義務）

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

- (1)、(2) （略）
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する

情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における審議、協議、検討、調査、試験研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査、試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの

(5) 市又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他市又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの

(7) (略)

⇒ 個人に関する情報は保護と公開の権衡が図られているのに対し、法人等に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報は広範な公開が規定されている一方で、保護の規定が設けられていないため、規定の見直しを検討する必要性が認められる。第4号から第6号までについても、(太宰府市のカウンターパートとなる)相手方に対する保護水準の適否を踏まえ、規定の見直しを検討する妥当性が認められる。

(3) 非公開情報（不開示情報）の文言

○ 一例として、国の機関等が行う事務事業に関する情報であって、事務事業の執行（遂行）に（著しい）支障を生じる（及ぼす）おそれがあるものとして規定している非公開情報（不開示情報）となる対象事務事業について、近隣自治体の条例と本市条例では規定ぶりが大きく異なる（意思形成過程に関する情報に係る非公開情報（不開示情報）については、近隣自治体の条例では「審議、検討又は協議」と規定しているのに対し、本市条例は「審議、協議、検討、調査、試験研究等」と規定している。）。

◆大野城市情報公開条例（平成16年大野城市条例第1号）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の

各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6)～(8) (略)

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（情報の公開義務）

第10条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 市又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他市又は国等の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの

(6)、(7) (略)

⇒ まずは各文言の意味を精査し、それぞれの必要性を検討していくべきである。

(4) 出資法人の情報公開

- 出資法人の情報公開について、近隣自治体の条例では①出資法人自身に情報を開示する努力義務を課すとともに、②出資法人が情報公開を行うため必要な

措置を講ずるよう市に法的義務を課しているのに対し、本市条例は②の努力義務のみを課している。

◆大野城市情報公開条例（平成16年大野城市条例第1号）

（出資法人等の情報公開）

第30条 市が出資その他財政支出等を行う法人（以下「出資法人等」という。）は、その性格及び業務内容に応じ、情報公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（出資法人の情報公開）

第19条 市長は、市が出資している法人で規則に定めるものに対し、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

⇒ 市に課すべき義務の内容と、出資法人に義務を課すことの適否について検討を行う必要性が認められる。

<その他の気づき>

（i）審査請求に関する手続き

- 情報公開条例第13条には審査請求を受理して諮問までの期間（14日）、諮問から答申までの期間（60日）、答申から採決までの期間（14日）が定められている。期間を延長できる規定はなく、案件によっては十分な審議期間が確保できるかと懸念される。

4. その他の課題・検討事項

（1）公開等決定（開示決定等）までの期間

- 近年の公開請求（開示請求）数の増加、育児取得職員数又は心身不調による長期休暇取得職員数の増加、新たな行政需要の増加等が起因し職員の業務が逼迫しているため、令和4年度では情報公開請求が341件あり（※1）、このうち、約18.4%（63件）の請求について、期限を延長の上で公開等決定（開示決定等）を行っている。特に10月以降の半年で43件となっている。なお、決定件数は451件である（※2）。

※1 現行条例第6条第1項に基づき提出された公開請求書の件数。一つの公開請求書において、複数項目に渡る情報の公開が請求される事例もある。

※2 公開請求書に記載された項目を足しあげるとともに、重複する内容をまとめた上で、公開等決定を行った件数。

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（公開の請求の手續）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開請求をしようとする情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 （略）

（公開の決定及び通知）

第7条 実施機関は、公開請求書を受理したときは、これを受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る情報を公開するか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 （略）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与）

第12条 実施機関は、第7条第1項の決定（以下「公開等決定」という。）をするに当たって、公開請求に係る情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 （略）

⇒ 現在の運用実態を踏まえた改正を行うことの妥当性が認められる。標準処理期間の側面もある期限を延長するのであれば、延長期限の短縮も含めた検討が望まれる。

（2）同一内容を繰り返し請求する者等への対応

- 一部の公開請求者は、公開請求（開示請求）により文書Aの公開（開示）を受けたのち、当該文書Aの公開決定（開示決定）に係る決裁文書（文書B）の公開請求（開示請求）を行い、当該決裁文書（文書B）の公開（開示）を受けると、さらに文書Bの公開決定（開示決定）に係る決裁文書（文書C）の公開請求（開示請求）を行うといった事例が相当数ある。また、別の件では、閲覧による公開決定（開示決定）した大量の情報（文書）について、職員により情報（文書）内の非公開（不開示）情報のマスキング処理を施して準備をするが、ほとんど閲覧されないという事例もある。

◆春日市情報公開条例（平成12年春日市条例第40号）

（開示請求の却下）

第3条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができ

る。

(1) (略)

(2) 開示可否決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく同一の内容の開示請求を何度も繰り返し行うこと等により当該開示請求が権利の濫用に当たると認められる場合

⇒ 一定の要件を定めて却下することの妥当性が認められる。規定の新設を検討するのであれば、その対象が広範にならないよう留意する必要がある。また、上記例のような事案を想定するのであれば、却下ではなく、一部公開（部分開示）とすることも考えられる。

(3) 公開請求（開示請求）に係る手数料

○ 国の機関を規律する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）では、開示請求について、①開示請求に係る手数料（請求から決定等の通知書を発するまでの事務処理コスト発生分）又は②開示の実施に係る手数料（複写代等）を納めなければならないとされている。これに対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条では、普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができると規定されているところ、②開示の実施に係る手数料に相当するものとして、写しの交付に要する費用のみを求めている。一部の自治体では、複写だけでなく閲覧についても開示の実施に係る手数料を求めている。

◆横須賀市情報公開条例（平成 13 年横須賀市条例第 4 号）

（手数料等）

第 16 条 公開請求をする者は、別表で定める額の公開請求手数料（以下単に「公開請求手数料」という。）を納めなければならない。

2～4 (略)

別表（第 16 条第 1 項、第 2 項関係）

手数料の種類	公文書の種類	公開の実施方法		金額
<u>公開請求手数料</u>				1 件につき 300 円
<u>公開実施手数料</u>	文書及び図面（第 16 条第 3 項に規定する公文書を除く。）	<u>閲覧</u>		100 枚 1 回まで ごとに 100 円
		<u>乾式複写機による写しの作成</u>	モノクロ単色刷り で日本産業規格 A 列 4 番 及び 3 番の用紙	1 枚につき 20 円
			(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)
--	-----	-----	-----	-----

◆太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）

（費用負担）

第21条 情報の公開の請求又は申出をして、情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

◆太宰府市長が管理する情報に係る情報公開条例施行規則（平成9年規則第12号）

（写しの交付に要する費用）

第6条 条例第21条に規定する費用の金額は、別表に掲げるとおりとする。

2、3 (略)

別表（第5条及び第6条関係）

区分	開示方法	交付する内容	金額
文書、図面又は写真	写しの交付	複写機により複写したもの(黒色単色刷りで、実施機関が用意するA3判以下の用紙)	1枚につき10円
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

⇒ 応益原則の観点からは妥当性はあるものの、①開示請求に係る手数料や閲覧において②開示の実施に係る手数料を求める自治体は一部にとどまっていることを鑑みれば、検討の優先順位は必ずしも高くないと認められる。一方、複写代については、物価高騰の影響もあり、経費の見直しの必要性はないか検討が望まれる。

<その他の気づき>

(i) 裁量的開示

- 本市条例第10条各号の非公開情報について、公益上の裁量的開示についての規定がある自治体がある。

◆春日市情報公開条例（平成12年春日市条例第40号）

（裁量的開示）

第5条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、

当該行政文書を開示することができる。ただし、当該不開示情報が前条第1項第8号に掲げるものである場合を除く。

個人情報保護法の安全管理措置規定の必要性について

令和5年5月26日

総務部文書情報課

1. 情報セキュリティポリシーについて

- (1) 組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めたもの。
- (2) 情報セキュリティ対策を講ずることで、保有する情報を守り、情報システムの安定稼働により業務継続を行っていくことを目的としている。
- (3) 対策基準を設け、セキュリティインシデントの未然防止、侵害時の対応、業務委託に係る措置、監査基準等を定めている。
- (4) 情報資産を取り扱う情報システム上の運営要領であるため公表していない。

2. 個人情報保護法の安全管理措置を規定することの意義について

- (1) 個人情報保護に取り組む市の姿勢を示すために公表することを想定。
- (2) 個人情報保護に特化した措置を規定し周知することで職員の意識を醸成する。
- (3) 情報セキュリティポリシーと安全管理措置の適用範囲に違いがある。
 - ・ 行政機関の範囲（個人情報保護法は議会の適用がない）
 - ・ 情報の範囲



5 太文情第 33 号
令和 5 年 5 月 26 日

太宰府市情報公開・個人情報保護審議会
会長 熊谷 善昭 殿

太宰府市長 楠 田 大 蔵



個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる安全管理措置について（諮問）

令和 3 年 5 月 19 日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールのもと制度運用を行うこととなりました。

改正された個人情報保護法第 66 条第 1 項に規定する、行政機関の長等が講ずべき保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準について、別紙のとおり作成しました。

つきましては太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例第 11 条第 2 号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

- 1 個人情報保護法第 66 条第 1 項に規定する安全管理措置を講ずべき内容について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 12 条に規定する安全管理措置を含む）

太宰府市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（案）

令和5年 月 日

目次

- 第1章 総則
- 第2章 管理体制
- 第3章 職員の責務
- 第4章 保有個人情報等の取扱い
- 第5章 情報システムにおける安全の確保等
- 第6章 管理区域（電算室等）の安全管理
- 第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等
- 第8章 安全管理上の問題への対応
- 第9章 監査及び点検の実施
- 第10章 補則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この指針は、市（太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第3項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条に規定する保有個人情報の安全管理のため、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条に規定する個人番号の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

（定義）

第2条 この指針で使用する用語は、個人情報保護法及び番号法で使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 市に、総括保護管理者1人を置く。

2 総括保護管理者は、総務部長をもって充てる。

3 総括保護管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期又は随時に開催すること。なお、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることができる。

- (2) 前号に掲げるもののほか、市における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(保護管理者)

第4条 各課等（太宰府市職務執行規則（昭和43年規則第94号）第2条の2に規定する課及び所、太宰府市教育委員会事務局等組織規則（昭和63年教委規則第10号）第2条第2項に規定する課、太宰府市水道事業及び下水道事業管理規程（昭和57年公企訓令第2号）第2条に規定する課及び会計課並びに選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の各事務局をいう。以下同じ。）に保護管理者1人を置く。

- 2 保護管理者は、各課等の長又はこれに代わる者をもって充てる。
- 3 保護管理者は、各課等における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。
- 4 保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して前項の事務を行う。
- 5 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を、様式第1号により指定する。
- 6 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う個人番号及び特定個人情報の範囲を明確化する。
- 7 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。
 - (1) 事務取扱担当者が取扱規定等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制
 - (2) 個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制
 - (3) 個人番号及び特定個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の事務分担及び責任の明確化
 - (4) 個人番号及び特定個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

(保護担当者)

第5条 各課等に、保護担当者1人（業務上必要と認められる場合にあつては複数人）を置く。

- 2 保護担当者は、係の長（係を置かない課等にあつては保護管理者が指名する者）をもって充てる。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報等の管理に関する事務を行う。

(監査責任者)

第6条 市に、監査責任者1人を置く。

- 2 監査責任者は、文書情報課長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、市における保有個人情報等の管理の状況について監査する。

(研修)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、保有個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的に実施する。

3 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

4 保護管理者は、各課等の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第3章 職員の責務

第8条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第4章 保有個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

第9条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報等にアクセス（情報に接する行為をいう。以下同じ。）をする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスをしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスをしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

（複製等の制限）

第10条 保護管理者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

(誤りの訂正等)

第11条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第12条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所の施錠等の保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。また、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(誤送付等の防止)

第13条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第14条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末機器及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

- 2 保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報等の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(外的環境の把握)

第16条 保有個人情報等が、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じな

ればならない。

(個人番号の利用の制限)

第17条 事務取扱担当者は、番号法に定める事務の処理を行う場合に限り、個人番号を利用するものとする。

(個人番号の提供の求めの制限)

第18条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第19条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人番号及び特定個人情報の収集・保管の制限)

第20条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第21条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第5章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第22条 保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下第30条を除き、この章及び次章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等の当該保有個人情報等へのアクセスを制御するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第23条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセスの状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第24条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第25条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第26条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第27条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第28条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製を行う場合には、その対象を必要最小限とし、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第29条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第30条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第31条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第32条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末機器の限定)

第33条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の処理を行う端末機器を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末機器の盗難防止等)

第34条 保護管理者は、端末機器の盗難又は紛失の防止のため、端末機器の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末機器を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(閲覧防止)

第35条 職員は、端末機器の使用に当たっては、保有個人情報等が当該職員以外の者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第36条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティポリシー等)

第37条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、太宰府市情報セキュリティポリシー等を参考として、取り扱う保有個人情報等の性質等に照らして適正な情報セキュリティの水準を確保する。

第6章 管理区域(電算室等)の安全管理

(入退管理)

第38条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「電算室」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、入退の記

録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管庫」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、電算室の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の電算室の安全を管理するための措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、電算室及び保管庫の入退の管理について、必要があると認めるときは、身分証明書の提示を求めるとともに、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（管理区域の管理）

第39条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、電算室及び保管庫に制御機能、施錠装置、警報装置及び監視設備の整備等の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、電算室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報等の提供）

第40条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。
- 4 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号及び特定個人情報を提供してはならない。

（業務の委託等）

第41条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずるものとする。また、

契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第6項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項

2 個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき市が果たすべき措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。また、契約書等に、前項で定める事項に加え、以下の事項を明記する。

- (1) 事務所等内からの個人番号及び特定個人情報の持ち出しの禁止に関する事項
- (2) 個人番号及び特定個人情報を取り扱う従事者の明確化及び従事者の監督・教育に関する事項
- (3) 契約内容の遵守状況の報告に関する事項
- (4) 必要に応じて実施可能とする委託先に対する実地の調査に関する事項

3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

4 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における責任者及び業務従事者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上の確認を行うものとする。

5 前項に掲げるもののほか、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託を受けた者において、市が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

6 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第4項の措置を講ずるものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

7 前項に掲げるもののほか、保護管理者は、個人番号利用事務等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

8 前各項の規定は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であって、当該公の施設の

管理業務に伴い保有個人情報等を取り扱うこととなる場合に準用する。

- 9 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報等の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 10 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第8章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第42条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員が法その他関連する法令及び規程等の定め違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全管理上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合に、その事案の発生等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
 - 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。また、「情報セキュリティ緊急時対応計画」（以下「対応計画」という。）における情報セキュリティインシデントに該当する場合には、対応計画を踏まえた対応を行うものとする。
 - 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を副市長に速やかに報告するものとする。
 - 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部署に当該措置を共有するものとする。

(法に基づく報告及び通知)

第43条 漏えい等が生じた場合であって個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条で定める事項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

(公表等)

第44条 個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、

速やかに個人情報保護委員会事務局に情報提供を行うものとする。また、対応計画における情報セキュリティインシデントに該当する場合には、対応計画を踏まえた対応を行うものとする。

第9章 監査及び点検の実施

(監査)

第45条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第8章に規定する措置の状況を含む市における保有個人情報等の管理の状況について、定期及び必要に応じ随時に監査（外部監査の委託を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第46条 保護管理者は、各課等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第47条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする

第10章 補則

(個人情報保護委員会事務局への報告)

第48条 保護管理者又は総括保護管理者は、特定個人情報について、漏えい等事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）及び「行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年9月特定個人情報保護委員会決定）に従って、個人情報保護委員会事務局に報告するものとする。

(情報セキュリティポリシーとの関係)

第49条 情報セキュリティポリシーの規定により、情報システムの管理に関する事項について、この指針と別段の定めが設けられている場合にあつては、この指針に定めるもののほか、情報セキュリティポリシーの定めるところによる。

(細則)

第50条 この指針の施行に関し必要な事項は、別に総括保護管理者が定める。

2 保護管理者は、この指針を実施し、又は保有個人情報等の適切な管理のため、必要があるときは、実施手順を定めることができる。

附 則

この指針は、令和5年〇月〇日から施行する。

事務取扱担当者一覧（個人単位）

	課	係	氏名	役職	事務	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注：適宜、行を追加すること

事務の欄には特定個人情報保護評価書の評価書名に記載の事務を記入すること。

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

太宰府市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、太宰府市における管理体制及び管理規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

- (1) 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（注）を遵守する。

（注）法令等には次のものを含む。

ア 番号法

イ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）

ウ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）

エ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成 16 年 9 月総管情第 84 号総務省行政管理局長通知）

（安全管理措置）

- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

（適正な利用、収集、保管、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止）

- (3) 特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

（委託及び再委託）

- (4) 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき太宰府市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

（継続的改善）

- (5) 特定個人情報等の保護に関する安全管理体制等を継続的に見直し、その改善に努める。

3 問い合わせ先

太宰府市総務部文書情報課文書情報係

「個人情報保護法の安全管理措置」と「番号法の安全管理措置」法的根拠等

	個人情報保護法の安全管理措置	番号法の安全管理措置
根拠法令	個人情報の保護に関する法律 第 66 条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第 5 条、第 12 条
	<p>（安全管理措置）</p> <p>第六十六条 行政機関の長等は、<u>保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託事業者の業務 ・ 指定管理者の管理の業務等 においても準用する。 	<p>（地方公共団体の責務）</p> <p>第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、<u>個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</u></p> <p>（個人番号利用事務実施者等の責務）</p> <p>第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、<u>個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>
安全管理措置の内容	<p>(1) 安全管理のために必要かつ適切な措置（A～F）</p> <p>(2) サイバーセキュリティ対策との連携</p> <p>(3) 委託先の監督 等</p>	<p>A 安全管理措置に関する基本方針及び取扱規程等の策定</p> <p>B 組織的安全管理措置</p> <p>C 人的安全管理措置</p> <p>D 物理的安全管理措置</p> <p>E 技術的安全管理措置</p> <p>F 外的環境の把握 等</p>
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」 ・ 「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」 ・ 「総務省の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」 ・ 「（福岡県）知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規定」 ・ 「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」内、「（別添 1）特定個人情報に関する安全管理措置」 等 	